自分らしい人生のエンディングを考える

「終活」について

第５回「遺言について」＆番外編「潜入！ 終活フェスタ」

最近よく耳にする『終活』。一言で終活といっても考えなければならないことがさまざまです。人生の締めくくりについて考えるこのコーナー。第５回目は「遺言」について。都城公証人役場の公証人永井行雄さんにお話を伺いました。

公証人という肩書きを初めて聞く方も多いと思うのですが、どんな仕事をするのか教えてください

公証人は、原則30年以上の実務経験を有する法律実務家の中から法務大臣が任命する公務員のことです。

主に遺言書やお金の貸し借り等の公正証書の作成を行います。都城公証人役場で作成する公正証書のうち、約７割が遺言の作成となっています。

公証人が作成する遺言について教えてください

代表的な遺言と言われているものは、主に二つあります。まず一つが、自分でいつでも作成することが出来る「自筆証書遺言」。

そして二つ目が、公証人が作成する「公正証書遺言」です。こちらのメリットとしては、公証人が文書にまとめ、公正証書として作成しますので、内容不備で無効になったり、改ざんの危険性がないということです。入院している方や自宅・施設から外出出来ない方でも、公証人役場に依頼をすれば公証人が出張致しますので、公正証書遺言を作成することが出来ます。

費用は内容等によって決まりますが、一般的に3～6万円程度です。

公正証書遺言の作成にあたっては、まず事前打合せを行い、遺言者から内容を聞いた上で公証人が作成します。

公証人の永井さん

公正証書遺言の作成で必要な書類

- 遺言をする人の印鑑証明書（三カ月以内）と実印
- 相続人にあげる場合
  …遺言者と相続人との関係が分かる戸籍謄本
- 他人にあげる場合
  …遺産をもらう人の住民票等
- 土地、建物を遺言する場合
  …固定資産税の名寄帳か納税通知表、登記事項証明書か登記事項要約書
- 遺言執行者（預貯金払戻手続、登記申請等の遺言内容を実行する人）の住民票等

また、公正証書遺言の他に、現在では車椅子生活、寝たきり状態になった時等に療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約や、延命治療をせず、自然な死を迎えることを宣言する尊厳死宣言書等の相談も増えてきているそうです。「残された家族や周りの人に迷惑をかけないためにも、自分のことは自分で決める。準備は、自分が元気な今やるべきです」と話してくれました。

お話を伺った永井さん。優しく、わからないことも丁寧に教えてくれました。作成に関する相談は無料、相談の予約は電話で出来るそうです。気軽にお問合せしてみてくださいね。

■取材協力／都城公証人役場 ☎22―1804

▶▶ 番外編 ▶▶▶▶▶▶

潜入！ 終活フェスタ

終活ブームの高まりを受け、最近は各地で終活関連のイベントが開かれています。そこで、編集スタッフのHが、大阪で行われた終活イベントを取材してきました！

今回、取材させて頂いたのは、6月28日に開催された「終活フェスタ2015 in 大阪」。私が会場に到着したのはイベント開始の30分程前だったのですが、その時には既に長蛇の列が出来ていて、終活に対する世間の関心の高さを改めて思い知らされました。

今回のイベントには約30の企業・団体が出展しており、それぞれオリジナリティ溢れる商品やサービスを紹介していました。その中でも特に目を引いたのは、遺灰を納めたカプセルをロケットに搭載して宇宙へと打ち上げる〝宇宙葬〟を紹介していた、「銀河ステージ」さんのブース。これまでにないサービスということもあって、ブースを訪れた方は熱心に説明を聞いておられました。他にも海洋散骨のブース、日本初というクリスタルの墓石を展示しているブース、老人ホームを紹介するブース等、多種多様なブースがあり、来場者の方々は興味深そうに話を聞いたり展示品を見たりしていました。

今回の取材を通じて感じたのは、来場者の多くが終活にポジティブなイメージを持ち、積極的に情報収集にあたっていたということ。また、「親のことを考えて…」という30代・40代の来場者も多く、幅広い世代が〝終活〟に関心を抱いていることも分かりました。

終活という言葉が世間に浸透するにつれて、新しいサービスも次々と登場しています。終活に関心のある方は、こういったイベントに足を運んで、情報収集してみてはいかがでしょうか？